資料１

地域型保育事業の設置に係る意見聴取について

１　意見聴取の概要

(1)　趣旨

平成２７年４月から開始された子ども・子育て支援新制度において、新たに地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）が市町村の認可事務となりました。

改正後の児童福祉法第３４条の１５第４項において、同条第２項の規定により地域型保育事業の認可をしようとするときは、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴くこととされています。

また、子ども・子育て支援法第４３条第３項において、第２９条第１項の確認をするために利用定員を定めようとするときは、あらかじめ第７７条第１項により設置された審議会（豊川市子ども・子育て会議）の意見を聴くこととされていることから、豊川市子ども・子育て会議の審議に付すものです。

(2)　対象施設

小規模保育事業Ａ型　　１園

(3)　認可予定年月日

平成３１年３月２８日（平成３１年４月１日開園）

２　認可予定事業者

地域	事業者名	施設名	所在地	定員
南部	福）光輝会	おひさまキラリ	豊川市千歳通四丁目４番１	１２人

※施設の概要及び位置は別紙１のとおり

３　主な認可基準

小規模保育事業Ａ型

項目	主な認可基準
設備	(1)　乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替場所を含む。）、調理設備及び便所を設置 (2)　乳児室及びほふく室の面積は 3.3 ㎡／人以上 (3)　保育室又は遊戯室の面積は 1.98 ㎡／人以上 (4)　屋外遊戯場の面積は 3.3 ㎡／人（２歳以上児）以上 (5)　保育室等を２階以上に設ける場合には、必要な要件を満たすこと。
職員	(1)　保育士等（１名に限り、保健師又は看護師で可）、嘱託医、調理員必置 ※調理業務委託又は搬入の場合は調理員不要 (2)　保育士等の数 ０歳児３人につき１人以上 １、２歳児６人につき１人以上　＋１名
定員	６～１９人（０～２歳児）

保育時間	原則８時間
食事	自園調理 ※要件を満たす場合は搬入施設からの搬入可
連携施設	利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、小規模保育事業の提供終了後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること。 (1)　保育内容の支援 (2)　代替保育の提供 (3)　卒園後の受け入れ ※平成３１年度まで経過措置あり

４　豊川市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策との関係

３号認定（０～２歳児）

【南部】（平成３０年度）

		計画数値	４月１日実績	今回確保数
ニーズ量		407	388	－
確保方策	特定教育・保育施設	407	377	0
	特定地域型保育事業	0	0	12
	計	407	377	12
実際の利用者数		－	356	－

【市全域】（平成３０年度）

		計画数値	４月１日実績	今回確保数
ニーズ量		1,377	1,440	－
確保方策	特定教育・保育施設	1,377	1,290	0
	特定地域型保育事業	0	36	12
	計	1,377	1,326	12
実際の利用者数		－	1,316	－

５　認可に係る考え方

認可基準及び審査基準と照らし合わせて適合する見込みであることから、検査を実施の上、認可することとしたい。

１　施設の概要

(1) 建物その他設備の規模及び構造

ア	延床面積	２１２．４２㎡
イ	乳児室及びほふく室面積	３８．６０㎡
ウ	保育室面積	６６．８４㎡
エ	屋外遊戯場	５１２．９２㎡（光輝保育園の園庭）
オ	構造	鉄骨造２階建（うち１階を利用）

(2) 定員

１２名（０歳児：３名、１歳児：４名、２歳児：５名）

(3) 経営の責任者

社会福祉法人　光輝会

(4) 連携施設

光輝保育園

(5) 食事の提供方法

自園調理

２　施設の位置